

## チョコレートよりマリファナに金を使うアメリカ人～ 首都で進むマリファナ合法化

### I. 街で普通に嗅ぐマリファナの匂い。

#### 歩道に置かれる看板

百聞は一見に如かず、である。先ず下の写真をご覧ください。District Hemp Botanicals という小売店の看板である。冒頭に『無料試供品あり<sup>ます</sup>』と書かれており、「CBD（カンナビジオール：マリファナに含まれる成分の一）の效能をご存じですか？」と問う。その答えとして、催眠・気分高揚・鎮痛・ストレス解消・その他沢山、を挙げる。この看板が立っているのはデュポン・サークルという地区であり、ワシントンD.C.（以下DC）の中では洗練された商業区域である。



#### 外に出れば匂ってくる

こうした娯楽用マリファナ「薬局」（Dispensaries）はDCの各所に存在する。Google Mapsで検索しただけで20ヶ所が挙

がる。実際に手に入る場所はそれより多いだろう。売られているだけではない。直近の数年、筆者の感覚だが、コロナ感染以降、街中でマリファナのジョイント（喫煙用にマリファナを煙草状に巻いたもの）を喫煙する者が増えた。特有の匂いがあり、歩いていてもすぐ判る。そして DC を歩けば大抵の日に、その香りを嗅ぐことになる。付き合いのある NPO の幹部曰く、彼女の夫も常用している由。そして、ジョイントで喫煙するのではなく、食用マリファナをチョコレートやグミに溶かしこんだものを食している様だ。「そちらの方が簡単で消費が増えて」おり、「どこでも売っている。」とのこと。一方、（DC からは離れるが）ニューヨークに住むアメリカの知人は、駅で配っていたプロモーション用のガミーベア（日本のグミの類）を貰って食べたら、苦くて食べきれなかったそうだ。

この様を書くに、アメリカでは娯楽用マリファナは合法であり、誰でも購入・使用でき、社会的地位のある中高年もそれを親しんでいるかの印象を与えるかもしれない。だが、ことはそう単純ではない。そもそも合衆国全体（連邦）も DC 政府も、娯楽用マリファナ販売を禁止している。ではなぜ、東京で言えば表参道の様なデュポン・サークルの歩道上に堂々と看板が置かれ、大の大人がマリファナ入りチョコレートで疲れを癒せるのか。それがアメリカのユニークなところである。

## II. アメリカの複雑さ - 「民主主義の実験室」。

### 厳しい連邦法

DC の個別事情に触れる前に、アメリカのマリファナ規制を概観する。規制は連邦政府に拠るものと州政府に拠るもの、二階層が存在する。結果として、連邦と別に州ごとに個別の法律が存在し、規制の種類や強弱も千差万別である。連邦法と州法に齟齬がある場合、本件に就いては、概ね州政府の法律が連邦法に優先されると考えて良い。

連邦政府の規制は（薬品に係る）規制物質法<sup>1</sup>に拠る。同法は、(i) 乱用 (abuse) の潜在性の高さ・(ii) 医療目的でどこまで使用されているか・(iii) 嗜癖<sup>2</sup> (Addiction) の潜在性の高さ並びに安全性、の三点を基準として、該当する物質（薬品）を五つに分類している。内、一番厳しく規制される第一分類（乱用潜在性が高く、医療目的で使われておらず、嗜癖潜在性が高いもの）の中に、ヘロイン、メタンフェタミン等と並んでマリ

なぜ州法が優先されるか。

ファナも含まれている。この第一分類の薬品は処方や生産量等が厳しく制限される。マリファナ所持・流通は連邦法違反である。

前節で、連邦法と州法が合意しない場合、州法が優先されると書いた。その根拠は何かを考える。まず、合衆国憲法第6章第2項<sup>3</sup>は、憲法と憲法に準拠して定められる合衆国の法律（＝連邦法）を国の最高法規としており、州の憲法・法律にこれと異なる定めがある場合でも、連邦法に拘束されることを定めている。これだけであれば、マリファナ規制に関して連邦法が優先する様にも考えられる。

一方、合衆国憲法修正第10条<sup>4</sup>は、憲法が、合衆国（＝連邦）に委任していない権限・州に対して禁止していない権限は、各々の州または人民に留保される、としている。そして、憲法はマリファナの使用次第に関して連邦に委任しておらず・州を禁じていない。而して、州がその取扱いに就いて連邦と異なる法律を定めれば、それが優先されるという判断が成立する。

州は民主主義の実験室。アメリカの民主主義の面白さ。

20世紀初頭に連邦最高裁判事を務めたルイ・ブランディス<sup>5</sup>が、ある判断への反対意見の中で使った「民主主義の実験室」という言い回し<sup>6</sup>がある。要約以下。原文は文末脚注に附す。

「勇気ある州の一が、州民の意に沿い、他州に影響を及ぼさぬ限り、自らが実験室となり、斬新な社会的・経済的な実験を試みることを封じるべきでない。」

連邦のマリファナ規制を、州と州民が正しいと思えば、州法で緩和していく。これがアメリカの発想である。

### III. DCの特殊性。I-71 Businessの誕生。

保有したり、他人にあげたり、栽培するのは合法。だがそれだけじゃない。

第一章では、DCではマリファナの販売は禁止されていると書いた。同時に、マリファナが広く使用されていることも。この矛盾はどうやって成立しているのか。

ややイメージが持ちにくいのが、DCではマリファナの販売は出来ないものの、以下の行為が合法に認められている。

- 2オンス<sup>7</sup>以下の大麻を保有すること。
- 私有地内で大麻を使用すること。

- 1 オンス以下の大麻を、21 歳以上の成人に、金銭や物品やサービス等の対価を伴わずに、譲渡すること。
- 主たる居住地の中で、6 株<sup>8</sup>（内成熟したものは3株まで）までの大麻を栽培すること。

上の内容は 1998 年の医療用マリファナ合法化<sup>9</sup>に続いて 2014 年に行われた特別区民投票「Initiative-71 (I-71)」<sup>10</sup>に拠って成立した。これによってマリファナの保有・使用・譲渡への道が開かれたが、上の箇条書きにした内容の字面を見る限り、販売は不可能である。だが、そこは斬新な社会実験や経済実験を否定せず、創造性を抑圧しないアメリカ人のこと。「合法」なマリファナ小売ビジネスが成立しているのである。

#### おまけ商法

では、どうやって白昼堂々とマリファナを「販売」できるのか。結論を言えば、「販売」せずに、マリファナを渡し、「対価」ではない「お金」を貰っているのである。前節箇条書きの3つ目にある通り、何らかの対価を貰わずに譲渡（Transfer）することは合法である。では具体的にどうするか。

日本であればプロ野球スナックのトレカ、アメリカであればクラッカー・ジャックの玩具。それと同じことをしているのである。マリファナを「販売」する小売店に行くと、そこで販売されるのは、ステッカー・トートバッグ・トレカ・美術品（実際の絵や写真に加えてデジタル：お金を払ってコードを貰いそれでダウンロードするタイプもあり。）等である。それらに不思議に高い値札が付されている。そして、そういう物品を購入すると、購入したものの値段に応じて、様々な形（ジョイント・チョコレート・グミ等）のマリファナを自分の好きに選べ、対価の発生しない「おまけ」として貰えるのである。それ以外にも、DC 市内を巡る数時間のバス・ツアーに、例えば 70 ドル払うと、バスのシートにジョイントとグミのパッケージが置かれている、という形式もある。更に、法曹資格を持つ者が「将来のディスカウント法的助言クーポン」のおまけにマリファナを呉れる、という形もある。

よく言えば創造的、悪く言えばやや灰色なビジネスを、こうしたビジネスのオーナー達は、DC の住民投票の名前から「I-71 Compliant」と称して胸を張る。所謂「コンプラ」に真剣な日本には理解しにくい部分であるが、これが DC の Compliance である。I-71 ビジネスの業界団体も存在する。その一である

多少灰色でも取り締  
まらない DC の現実

これも DC の「ある  
ある」=連邦議会共  
和党との確執

「The i-71 Committee」のホームページ（日本語で言うとトップページ）にあるミッション・ステートメント<sup>11</sup>はこうだ。

*The i-71 Committee is a coalition of citizens, industry leaders and stakeholders who are committed to passing equitable, fair, and socially conscious cannabis legislation that prioritizes access for all.*

印象を伝えるために原文で載せたが、「equitable」「fair」「socially conscious」「access for all」といった、アメリカのリベラルなコンテキストでよく目にする単語が並ぶ。

前節を見れば、巧みに強かにビジネスを成立させている様にも見えるのだが、課題がない訳ではない。連邦税徴収を司る内国歳入庁（Internal Revenue Service：IRS）は、連邦法違反ビジネスに係る費用（人件費や賃料等も含む）の損金算入を認めていない。勢い「I-71 Compliant」のビジネスでは現金決済が主流である。また取引されるマリファナの品質や流通経路にも灰色な部分が多い。

一方で、こうした部分があるが故に、州を跨ぐ様な企業にとっては参入障壁が高く、小規模の小売店オーナーは大企業との競争に晒されるリスクが低い。また、マイノリティ（有色人種）や前科のある者が再起を掛ける時にも、同じ理由でビジネスを始め易い。そして、こうした Equitable で Fair で Social 意識を好むのは、DCに限らず民主党支持者層だ。拙稿「2024年民主党「予備選」と第三の党」に書いた通り、DCの93%+が2020年選挙でバイデンに投票している。政治的背景を考えれば、DC政府がI-71 Compliantに目くじらを立てる可能性は低い。I-71に拠れば、マリファナの使用は私有地に限られる。だが、本稿冒頭の通り、街中でジョイントを吸う者は少なくなく、警察がそれを重点的に取り締まっている様には見えない。

本稿では、第二章で州法と連邦法の関係述べ、第三章（本章）でDCの現状を描いた。恰もDCが州の様な印象を与えてしまったかも知れないが、多くに認識されている通り、DCは州ではなく、州の様に連邦政府から独立していない。合衆国憲法はその第1章・第8条・第17項<sup>12</sup>でDCに係る連邦議会の権限を以下のように定めている。

「特定の州から割譲され、かつ、連邦議会が受領することにより合衆国政府の所在地となる**地区**（但し、10マイル平方を超えてはならない）に対して、いかなる事項についても専属的な

立法権を行使する権限、および要塞、武器庫、造兵廠、造船所その他必要な建造物を建設するために、それが所在する州の立法部の同意を得て購入した土地のすべてに対し、同様の権利を行使する権限。」

上に抛り、連邦議会は DC に対して全権 (Plenary Power<sup>13</sup>) を持つと解釈される。1973 年の DC 内政自治法<sup>14</sup>で、連邦議会は DC に限定的な自治権を与え、DC 住民に特別区長 (Mayor) と特別区議会 (Citi Council) 選出の権利を付与した。一方、DC の、予算を含む法律を審査し承認する権限は、引き続き議会が全権を握っている。従い、毎年の連邦歳出権限<sup>15</sup> (一般には連邦政府の「予算」として認識されるもの) の法律の中には DC に係る条項が含まれる。同条項には、DC の一般的な財政・予算・政策方針・管理・規制に関しても定められる。

掛かる仕組みの中で、前節までに述べた I-71 成立にも紆余曲折が生じる。2014 年 11 月の特別区民投票で 65%近い賛成を得た I-71。これに対し同年 12 月成立の連邦歳出権限法には、この I-71 を狙い撃ちにした付帯条項が挿入された。それは、DC 政府が、連邦規制物質法が規定する第一分類薬品 (含、マリファナ) 所有・使用・流通規制を、緩和・合法化する動きに就いて、それへの資金使用を禁じる内容<sup>16</sup>だった。条項は、提案者 アンディ・ハリス<sup>17</sup> (メリーランド選出共和党下院議員) の名前を冠し、ハリス・ライダー (付帯条項) と称されるようになる。

こうした共和党の圧力に対し、DC 特別区長や特別区議会は、I-71 は特別区民の民意を反映したものとして、翌 2015 年 1 月、連邦議会に I-71 の承認伺いを提出。法に定められた 30 日の連邦議会審査期間を経た同年 2 月、漸く I-71 が成立するのである。連邦議会共和党の一部保守派議員は、それでも収まらず、DC 特別区長や関係者を「違法と知りながら歳出権限を越える公金を使用した犯罪者であり投獄されるべき」と主張。最終的に、そんな事態にはならなかった訳だが、議会と DC との関係性、更に党派間 (連邦議会共和党対 DC 政府 (=民主党) の諍いが改めて浮き彫りにされることとなった。

#### IV. 米国のマリファナ市場規模とバイデン政権の後押し。

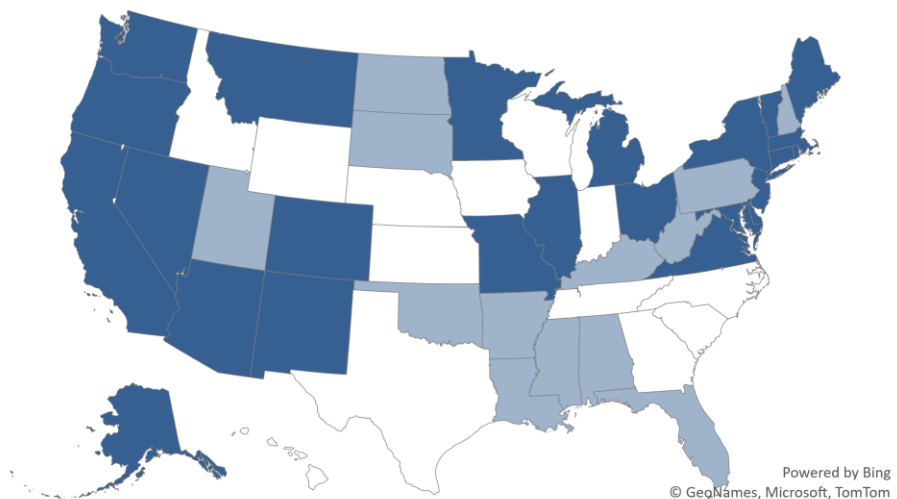
成人人口の17%が現時点で使用。若者の方がマリファナへの理解。

合法化が何処まで進んでいるのか - 州毎の動き。

国立薬物乱用統計センター<sup>18</sup>に拠れば、成人人口の16.9%に当たる55百万人が、現時点でマリファナを使用しているとされる。また過去一度以上使用したことがある者は人口の45%に上る。そして、大多数(2/3~75%)のアメリカ人が、マリファナを、アルコールよりも、煙草よりも、処方鎮痛剤よりも安全と回答している。ピュー・リサーチセンターの、アメリカ成人に対するサーベイ<sup>19</sup>に拠れば、59%が医療用・娯楽用のマリファナを合法とすべきと考えており、30%が医療用に限り合法。何れに就いても非合法とすべきと回答したのは僅かに10%に過ぎなかった。医療用・娯楽用何れも合法化すべきとする割合を年齢別に見ると、18~29歳では72%、30~49歳では62%、50~64歳では54%、65歳~では46%と、年齢が低い方がマリファナへの支持が高い傾向が見られた。

以下の地図にマリファナの合法化の進捗を示す。医療用マリファナは38州とDC、並びに五つの有人領域の内四領域で合法化されている。また娯楽用マリファナは24州とDC、並びに三つの米国領域で合法化されている。**濃紺**が娯楽用まで合法、**薄紺**が医療用まで合法の州である。

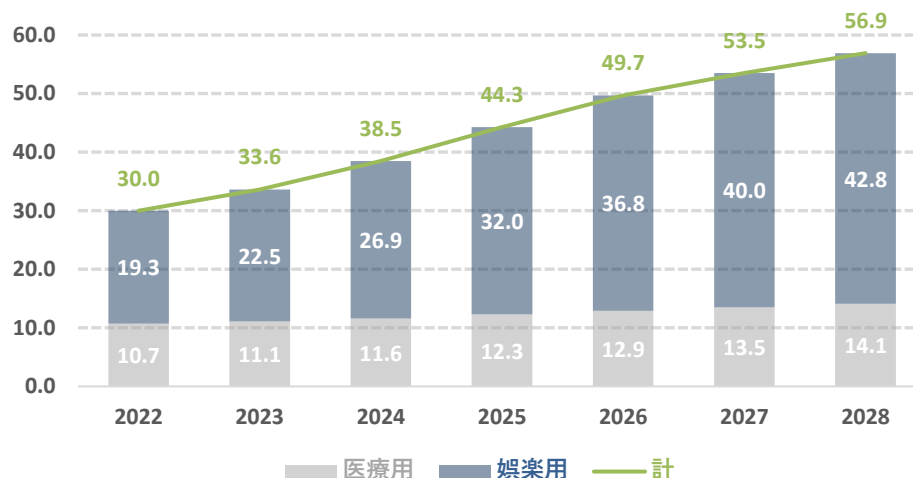
合衆国各州の合法化状況



増加が期待される娯楽用マリファナ

米国のマリファナの市場規模はデータにより数字のブレが出て来るが、2023年時点で見ると概ね200~300億ドル前後と考えられる。一見して判る通り、増加の多くは**娯楽用**と予想されており、ここに潜在需要があると考えられていることが判る。

米国のマリファナ小売売上予測 [10億ドル]



(出所：MJBizDaily<sup>20</sup>)

#### 政権の後押し。

2022年10月、バイデン大統領は大統領布告<sup>21</sup>を発出し、連邦法並びにDCの薬物法に基づくマリファナ所持違反で有罪となった者全員に恩赦を与えた。恩赦は純粋に所持した者のみで、販売や流通に関わった者は該当しない。現時点では純粋所持の罪で投獄されている者はいない。正確な規模は不明であるが、恩赦対象者は数千人（連邦法のみで6,500人とする報道<sup>22</sup>がある）に上ると考えられる。同布告<sup>23</sup>では、規制物質法に於けるマリファナの区分（第一分類）の早急な見直しの作業を保健福祉省と司法省に命じている。

#### V. マリファナ使用の問題

マリファナを使用することによる身体への影響は本稿の範疇から外れる為、ここでは現時点で一般的に語られていることをまとめるに留める。国立薬物乱用研究所に拠れば<sup>24</sup>、マリファナ使用者の約30%が薬物濫用（Use disorder）を経験しているとする。特に18歳未満から私用を始めた者が濫用に至るケースが多いことも指摘する。濫用の多くは依存（Dependence）を伴い、使用を停止した際に、苛立ち・睡眠不全・食欲減退・疲労等の症状を訴え、それは1週間～2週間に亘って続くとしている。更に、嗜癖<sup>25</sup>（Addiction）に就いては、その割合を測ることの困難さはあるものの、凡そ9%程度が嗜癖に近い状態にあることを示唆している。総合病院のメイヨー・クリニック<sup>26</sup>はマリファナの副作用として、頭痛・口や目の乾燥・ふらつき



やめまい・眠気・疲労感といった軽症なものから、見当識障害・幻覚・心拍数増加などを挙げる。更に双極性障害の症状悪化、鬱病発症リスク、統合失調症の人の妄想や幻覚の症状発症リスクを上昇させる<sup>27</sup>としている。

## VI. まとめ

本稿を起こす動機となったのは、余りにマリファナが身近になってきたことであった。冒頭に記した通り、外出する限りに於いて、マリファナの匂いを嗅がない日はない。その（娯楽用マリファナ）市場規模は200億ドルに及び、向こう5年で倍の400億ドル超えを見込む予測が存在する。前章の様なリスクを指摘する声がある一方、国民の大多数は煙草やアルコールよりも安全と考え、政権は連邦法の規制緩和に向けて具体策を打ち出す。州やDC特別区、一部の領土は連邦法に先駆けて規制の緩和を進め、連邦政府との衝突も辞さない。ビジネスは更に法の意図を超えて拡大を目論む。そうした連邦（法）からの逸脱を厭わない発想を後押しする様な、斬新な実験を推奨する連邦最高裁判事の意見が出されたのは今から90年前の1932年だ。

こうしたアメリカのダイナミズムを肌で感じる一方、日本を見れば、漸く大麻取締法改正案<sup>28</sup>が提案され「大麻草を原料とした医薬品の国内使用に道が開かれる可能性」が議論される。Yahoo Japanに「マリファナ」と入力して検索すれば、最初に出て来るウェブサイト<sup>29</sup>のタイトルは「危険な薬物は「ダメ。ゼッタイ。」」である。

この驚くばかりの両国の違い。これを法律の違いだけに帰し、表面的な比較に終始するのは近視眼的であろう。違いの根本を掘り下げるのは別稿に委ねるが、その根深さを改めて認識させられた次第だ。その両国が同盟国を標榜し、関係強化にリソースが投下される。それは評価されるべきことであるが、互いを同盟国と認識するに際して、互いをどの程度理解しているのか。その疑問や知的興味なしに、同盟国という言葉が飛び交うことへの違和感を禁じ得ない。否定的な言い回しが先に立つが、それが当地でアメリカを見聞きする者の率直な印象である。

以上/峰尾

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。

- 1 “An Act to amend the Public Health Service Act and other laws to provide increased research into, and prevention of, drug abuse and drug dependence; to provide for treatment and rehabilitation of drug abusers and drug dependent persons; and to strengthen existing law enforcement authority in the field of drug abuse.”, May 1<sup>st</sup>, 1971.  
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?jsessionid=2C85B8DEBFB1BB15A7D31E29A34C3DAA?req=granuleid%3AUSC-prelim-title21&saved=%7CZ3JhbnVsZWlkOIVTQy1wcmVsaW0tdGl0bGUyMS1zZWNoaW9uODAx%7C%7C%7C0%7Cfalse%7Cprelim&edition=prelim>
- 2 「中毒」の邦訳の方が一般の理解には近いと思われるが、「薬物中毒」の用語は過剰摂取による有害作用が生じている状態を指し、ここでは「薬物嗜癖」を用いた。
- 3 原文は以下。” This Constitution, and the Laws of the United States which shall be made in Pursuance thereof; and all Treaties made, or which shall be made, under the Authority of the United States, shall be the supreme Law of the Land; and the Judges in every State shall be bound thereby, any Thing in the Constitution or Laws of any State to the Contrary notwithstanding.”<https://constitution.congress.gov/constitution/article-6/>
- 4 原文は以下。” The powers not delegated to the United States by the Constitution, nor prohibited by it to the States, are reserved to the States respectively, or to the people.”  
<https://constitution.congress.gov/constitution/amendment-10/>
- 5 Louis Brandeis, 1856 - 1941. [https://en.wikipedia.org/wiki/Louis\\_Brandeis](https://en.wikipedia.org/wiki/Louis_Brandeis)
- 6 Laboratories of Democracy. 原文は以下。（強調部分は筆者加筆）” To stay experimentation in things social and economic is a grave responsibility. Denial of the right to experiment may be fraught with serious consequences to the nation. It is one of the happy incidents of the federal system that a single courageous State may, if its citizens choose, serve as a laboratory; and try novel social and economic experiments without risk to the rest of the country. This Court has the power to prevent an experiment.[2] We may strike down the statute which embodies it on the ground that, in our opinion, the measure is arbitrary, capricious, or unreasonable. We have power to do this, because the due process clause has been held by the Court applicable to matters of substantive law as well as to matters of procedure. But, in the exercise of this high power, we must be ever on our guard lest we erect our prejudices into legal principles. If we would guide by the light of reason, we must let our minds be bold.”

- 7 1 オンスのマリファナで概ね 84 本のジョイント（巻き煙草状のもの）に相当。ジョイント一本で最低 4 時間の効果（Intoxication）が続く。また、マリファナー株（Plant）で 38.4~51.84 オンスのマリファナ収穫が可能。
- 8 1 オンスのマリファナで概ね 84 本のジョイント（巻き煙草状のもの）に相当。ジョイント一本で最低 4 時間の効果（Intoxication）が続く。また、マリファナー株（Plant）で 38.4~51.84 オンスのマリファナ収穫が可能。
- 9 Initiative 59: “Legalization of Marijuana for Medical Treatment Initiative of 1998”. 1998 年 11 月の特別区民投票で 69%の賛成票を得たが、その後 連邦議会の介入（Barr Amendment）で、同 Amendment が廃止になる 2009 年までは医療用大麻使用の動きは止まることとなり、実際に医療用大麻の合法化は 2013 年まで待たねばならなかった。  
[https://en.wikipedia.org/wiki/1998\\_Washington,\\_D.C.,\\_Initiative\\_59](https://en.wikipedia.org/wiki/1998_Washington,_D.C.,_Initiative_59)
- 10 Initiative 71: “Legalization of Possession of Minimal Amounts of Marijuana for Personal Use Act of 2014”. 2014 年 11 月の特別区民投票で 64.87%の賛成票を得る。2015 年 1 月に連邦議会に（承認取得の為に）提出。30 日間の審査期間を経て同年 2 月成立。  
[https://en.wikipedia.org/wiki/2014\\_Washington,\\_D.C.,\\_Initiative\\_71](https://en.wikipedia.org/wiki/2014_Washington,_D.C.,_Initiative_71)
- 11 The i-71 Committee, “Our Mission & Value” <https://thei71committee.org/>
- 12 原文は以下。” To exercise exclusive Legislation in all Cases whatsoever, over such District (not exceeding ten Miles square) as may, by Cession of particular States, and the Acceptance of Congress, become the Seat of Government of the United States, and to exercise like Authority over all Places purchased by the Consent of the Legislature of the State in which the Same shall be, for the Erection of Forts, Magazines, Arsenals, dock-Yards, and other needful Buildings;”.  
<https://constitution.congress.gov/browse/article-1/section-8/clause-17/>
- 13 [https://en.wikipedia.org/wiki/Plenary\\_power](https://en.wikipedia.org/wiki/Plenary_power)
- 14 District of Columbia Self-Government and Governmental Reorganization Act, December 24, 1973. <https://www.congress.gov/bill/93rd-congress/house-bill/10110/titles?s=1&r=99#:~:text=A%20bill%20to%20reorganize%20the,to%20the%20local%20government%2C%20to>
- 15 連邦下院議会による定義は以下。”Appropriation: A law of Congress that provides an agency with budget authority. An appropriation allows the agency to incur obligations and to make payments from the U.S. Treasury for specified purposes. Appropriations are definite (a specific sum of money) or indefinite (an amount for "such sums as may be necessary").”.  
<https://www.house.gov/the-house-explained/open-government/statement-of-disbursements/glossary-of-terms>
- 16 原文は以下。” SEC. 809. (a) None of the Federal funds contained in this Act may be used to enact or carry out any law, rule, or regulation to legalize or otherwise reduce penalties associated with the possession, use, or distribution of any schedule I substance under the Controlled Substances Act (21 U.S.C. 801 et seq.) or any tetrahydrocannabinols derivative. (b) None of the funds contained in this Act may be used to enact any law, rule, or regulation to legalize or otherwise reduce penalties associated with the possession, use, or distribution of any schedule I substance under the Controlled Substances Act (21 U.S.C. 801 et seq.) or any

- tetrahydrocannabinols derivative for recreational purposes.”  
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-113publ235/pdf/PLAW-113publ235.pdf>
- 17 Andy Harris, 1957～.  
[https://en.wikipedia.org/wiki/Andy\\_Harris\\_\(politician\)#:~:text=Andrew%20Peter%20Harris%20\(born%20January,1st%20congressional%20district%20since%202011.](https://en.wikipedia.org/wiki/Andy_Harris_(politician)#:~:text=Andrew%20Peter%20Harris%20(born%20January,1st%20congressional%20district%20since%202011.)
- 18 “Marijuana Addiction: Rates & Usage Statistics”, National Center for Drug Abuse Statistics.  
<https://drugabusestatistics.org/marijuana-addiction/>
- 19 “Americans overwhelmingly say marijuana should be legal for medical or recreational use”, Pew Research Center, November 22<sup>nd</sup>, 2022. <https://www.pewresearch.org/short-reads/2022/11/22/americans-overwhelmingly-say-marijuana-should-be-legal-for-medical-or-recreational-use/>
- 20 “Projected US cannabis market size”, MJBizDaily, April 2023. <https://mjbizdaily.com/us-cannabis-sales-estimates/>
- 21 “Statement from President Biden on Marijuana Reform”, White House, October 6<sup>th</sup>, 2022.  
<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/10/06/statement-from-president-biden-on-marijuana-reform/>
- 22 “Biden Pardons Thousands Convicted of Marijuana Possession Under Federal Law”, Michael D. Shear and Zolan Kanno-Youngs, New York Times, October 6<sup>th</sup>, 2022.  
<https://www.nytimes.com/2022/10/06/us/politics/biden-marijuana-pardon.html>
- 23 “Statement from President Biden on Marijuana Reform”, White House, October 6<sup>th</sup>, 2022.  
<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/10/06/statement-from-president-biden-on-marijuana-reform/>
- 24 “Cannabis Research Report: Is marijuana addictive?”, National Institute on Drug Abuse, June 2020. <https://nida.nih.gov/publications/research-reports/marijuana/marijuana-addictive#:~:text=Those%20studies%20suggest%20that%209,start%20using%20in%20their%20teens.>
- 25 「中毒」の邦訳の方が一般の理解には近いと思われるが、「薬物中毒」の用語は過剰摂取による有害作用が生じている状態を指し、ここでは「薬物嗜癖」を用いた。
- 26 [https://en.wikipedia.org/wiki/Mayo\\_Clinic](https://en.wikipedia.org/wiki/Mayo_Clinic)
- 27 [https://www.mayoclinic.org/drugs-supplements-marijuana/art-20364974#:~:text=Smoking%20marijuana%20can%20affect%20your,system%20\(CNS\)%20depressant%20effect.](https://www.mayoclinic.org/drugs-supplements-marijuana/art-20364974#:~:text=Smoking%20marijuana%20can%20affect%20your,system%20(CNS)%20depressant%20effect.)
- 28 「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案」, 衆議院, 2023年10月24日,  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21209007.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21209007.htm)
- 29 「あやしいヤクブツ連絡ネット (厚生労働省)」 [https://dapc.or.jp/kiso/22\\_cannabis.html](https://dapc.or.jp/kiso/22_cannabis.html)